

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

(通所・施設系)
感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

5万円

(※)

- ・対象期間（令和2年1月24日から同6月30日までの間）に10日以上勤務した者であること
- ・一日当たりの勤務時間は問わない
- ・複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する